

引き当たり捜査計画書の運用について（例規）

最終改正 令和3.3.8 例規通指・装第6号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第136条の2第1項の規定により、捜査主任官が留置主任官と協議して作成する引き当たり捜査計画書の運用について下記のように定め、平成13年8月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

被留置者を同行させて警察施設外において行う引き当たり捜査については、被留置者が逃走する危険性が高く、また、このような事故は、重大な二次犯罪を惹起^{じやっ}するおそれが極めて強いことから、国民に与える不安感にも大きなものがある。このため、引き当たり捜査を適正に遂行し、及びこれにかかわる事故を防止するため、引き当たり捜査計画書（別記様式）を定め、その運用について必要な事項を定めるものとする。

2 捜査責任者の指定

捜査主任官は、引き当たり捜査の実施に先立ち、あらかじめ引き当たり捜査に当たる捜査員（以下「捜査員」という。）のうち、上位の階級にある者（同階級の場合は、前任の者）1人を引き当たり捜査責任者（以下「捜査責任者」という。）として指定すること。

3 捜査責任者の責務

捜査責任者は、被留置者の逃走等の防止に配慮するとともに、引き当たり捜査の現場において、次に掲げる事項を行うこと。

- (1) 他の捜査員に対して、捜査と留置の分離の原則に反した言動を行わないように指導すること。
- (2) 捜査と留置の分離を踏まえた上で、引き当たり捜査に伴って必要となる戒護員との連絡及び調整を行うこと。

4 捜査員の任務

捜査員は、戒護員と連携して、被留置者の逃走その他の事故の防止に務めること。

5 具体的要領

- (1) 引き当たり捜査を実施する場合には、原則として、引き当たり捜査を実施する日の前日までに、捜査主任官が留置主任官と協議し、引き当たり捜査計画書に必要事項を記載すること。この場合において、捜査主任官が、捜査責任者であるときは、捜査主任官の直属の上司が、必要な指示を行い、引き当たり捜査計画書の捜査主任官等指示事項の欄に記載すること。
- (2) 捜査主任官は、留置主任官から戒護員並びに給食の場所及び方法について連絡があった場合は、その内容を引き当たり捜査計画書の参考の欄に記載すること。
- (3) 捜査主任官は、引き当たり捜査を実施する場合には、あらかじめ作成した引き当たり捜査計画書を犯罪事件処理簿・事件指揮簿（捜査指揮に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第2号。以下「指揮訓令」という。）別記様式第3号又は別記様式第4号）に添付の上、指揮訓令第3条に規定する本部長指揮事件については警察本部長の、指揮訓令第6条に規定する署長指揮事件については警察署長の承認を受けること。

(4) 捜査主任官は、承認を受けた引き当たり捜査計画書の内容を捜査責任者及び捜査員に徹底するとともに、それぞれに確認印を押させること。

(5) 捜査責任者は、引き当たり捜査の途中において給食をする場合、引き当たり捜査が他府県警察の管轄区域内に及ぶ場合等で中間連絡が必要と認められる場合は、捜査主任官又は捜査主任官の直属の上司（以下「捜査主任官等」という。）に捜査状況等を報告すること。この場合、報告を受けた捜査主任官等は、被留置者の逃走防止等の必要な指示を行い、その内容を引き当たり捜査計画書の中間連絡の欄に記載すること。

6 立寄り先又は経路の変更等の措置

(1) 捜査責任者は、引き当たり捜査の実施中、捜査上の必要性から、立寄り先又は経路を変更等する必要がある場合は、その旨を戒護員に申し出るとともに、速やかに捜査主任官等に報告し、当該立寄り先又は経路の変更等が必要であることについて、捜査主任官等の承認を受けること。

(2) 捜査主任官等は、立寄り先又は経路の変更等の報告を受けた場合は、当該立寄り先又は経路の変更等の必要性について留置主任官と協議し、承認を得た後、捜査責任者に連絡し、その旨を引き当たり捜査計画書の計画の変更の欄に記載すること。

7 事故報告

捜査責任者は、引き当たり捜査の実施中、被留置者の逃走等の事故が発生した場合は、直ちに、捜査主任官等を経由して、所属長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、速やかに捜査事故簿（犯罪捜査規範別記様式第23号）により、その経緯、措置等を警察本部長に報告すること。

別記様式

引 き 当 た り 捜 査 計 画 書

年 月 日

作 成 者	捜査主任官 課 係 階級 氏名							(印)
事 件 名								
被留置者名 (前科・前歴)	前科			男・女 犯・前歴	歳 回	留置先		
捜 査 員	課(係)	階 級	氏 名	任務分担	課(係)	階 級	氏 名	任務分担
				捜査責任者				捜査員
				運 転 者				捜査員
引き当たり 実施理由	・被害付け ・実況見分 ・現場確認 ・その他 ()				具体的 必要性			
実施日時	年 月 日 午 時 分から 月 日 午 時 分まで							
使用車両				連絡手段				
護送経路等	別紙のとおり			他府県警察への共助の連絡 月 日 午 時 分 発 受				
捜査主任官 等指示事項								
	確認印	捜査責任者		捜査員				

中間連絡	月 日 分 午 時	(捜査状況等) (指示事項等)
	(場所)	
中間連絡	月 日 分 午 時	(捜査状況等) (指示事項等)
	(場所)	

参 考	戒 護 員	係	階 級	氏 名	給食場所	
					給食方法	

	発着・立寄り場所、形態等	発着予定時間	経路	立寄り用務	被留置者との関係
護 送 経 路 等		: 発			
		: 着			
	(車中 ・ 降車)	: 発			
		: 着			
	(車中 ・ 降車)	: 発			
		: 着			
	(車中 ・ 降車)	: 発			
		: 着			
	(車中 ・ 降車)	: 発			
		: 着			
	(車中 ・ 降車)	: 発			
		: 着			
	(車中 ・ 降車)	: 発			
		: 着			
計 画 の 変 更	変更要請・ 承認の内容	変更の内容及び必要性			
		留置主任官との協議	月 日 午 時 分 発 受		